

6月 無料相談

相談項目	日	時	場所・相談内容など	連絡先
行政相談	9日(木) 23日(木)	13:00~15:00	総合ケアセンター南三陸 1階相談室	総務課総務法令係 ☎46-1370
求職・求人相談	月・水・金曜日	9:00~16:30	役場1階無料職業紹介所 求職者…町内居住者、町内就業希望者 求人企業…町内に事業所を有する企業	無料職業紹介所 ☎29-6215
消費生活相談	火・木曜日	9:00~15:00	役場1階消費生活相談所 悪質商法・事業者との契約トラブルなどの消費生活に関する相談	消費生活相談所 ☎29-6215
生活相談	9日(木) 23日(木)	10:00~15:00	総合ケアセンター南三陸 1階相談室	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
人権相談	9日(木) 23日(木)	10:00~15:00	総合ケアセンター南三陸 1階相談室	保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601
	21日(火)		歌津総合支所相談室	歌津総合支所住民福祉係 ☎36-2111
生活困窮相談	2日(木) 16日(木)	13:30~15:00	総合ケアセンター南三陸 1階相談室	宮城県自立相談支援センター ☎0225-25-7607
	9日(木) 23日(木)		歌津総合支所相談室	
妊婦相談・赤ちゃん相談	毎週月曜日	13:00~17:00	総合ケアセンター南三陸 妊婦さんの相談、子どもの発育や育児に関する相談など	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
HIV・クラミジア・梅毒検査	第1回 14日(火)	13:00~15:00	気仙沼保健福祉事務所 エイズ、クラミジア、梅毒に感染しているかどうかを調べる血液検査(匿名で受けることができます) ※個別に対応しますので、事前予約が必要です。 予約期限:第1回 10日(金)正午まで 第2回 24日(金)正午まで	気仙沼保健福祉事務所 ☎22-6662
	第2回 28日(火)			
食生活相談	毎週月~金曜日	8:30~17:00	総合ケアセンター南三陸 子どもから高齢者までの食事に関する相談など(来所または電話相談)。 ※来所相談を希望する人は、事前予約をお願いします。	保健福祉課健康増進係 ☎46-5113
がんなんでも相談	毎週月~金曜日	9:00~16:00	宮城県対がん協会 がんに関する悩み、不安、疑問など、医師または看護師が無料で相談に応じます。 がん患者とその家族、友人など、どなたでも相談できます。	宮城県がん総合支援センター ☎022-263-1560
ひとり親家庭等弁護士相談	15日(水)	13:00~14:00	宮城県気仙沼保健福祉事務所 ※事前に予約が必要です	気仙沼保健福祉事務所 母子・障害班 ☎21-1356

※各種相談日のうち祝日は休みとなります。

献血に行こう!

新型コロナウイルス感染症の影響により、献血者が少なくなっています。宮城県赤十字血液センターの献血車が来町しますので、ご協力をお願いします。新型コロナウイルス感染症対策のため、状況によってはお待ちいただく場合があります。時間に余裕をもってご来場ください。

- 日時 6月17日(金) 午前10時~11時45分 午後1時~4時30分
- 場所 南三陸町役場 マチドマ

☎ 保健福祉課健康増進係 ☎46-5113

男女とも  
400ml献血のみの  
受付となります。



今年も海水浴の季節がやってきます。昨年に引き続き新型コロナウイルス対策を徹底した上で開設いたします。

サンオールシーズンではま海水浴場  
7月16日(土) OPEN!!

☎ 商工観光課観光振興係 ☎46-1385

開設期間(予定)  
7月16日(土)~8月21日(日)

※7月中については土日祝日のみの開設(平日は遊泳禁止)  
8月は毎日開設。  
※7月16日(土)は安全祈願祭が行われますので、オープンは10時からになります。

遊泳時間  
午前9時30分~午後4時

海の監視員  
アルバイト募集  
お問い合わせは  
南三陸町観光協会へ  
☎47-2550

海水浴場内での注意事項

- ・施設内ではソーシャルディスタンスを守ること
  - ・来場前に各自の責任において体温測定、健康チェックを行うこと
  - ・人と会話をする際には、マスクの着用を徹底すること
- 皆さまのご理解とご協力をお願いします。

志津川湾ラムサールロゴマークを使ってPRしよう!

ラムサール条約湿地に登録された志津川湾のことをもっと多くの皆さんに知っていただきたいため、ロゴマークを作成しました。このロゴマークをあらゆるシーンで活用し、ラムサール志津川湾と一緒にPRしていきましょう!



ロゴマークの使用方法

- ①ロゴマークが使用できるのは、大きく分けて2つです。
  - (1) 志津川産の魚介類または海草類を原料とした商品に添付する場合。
  - (2) 加工水産物、加工食品、菓子、パン、酒などの小売りまたは卸売りに広告・宣伝物として使用する場合(商品パッケージへの添付は不可)。または、旅行や体験学習、民宿で使用する場合。
- ②ロゴマークを使用する場合、使用許諾申請書を提出し、許可を受けてから使用してください。
- ③①(1)の商品に添付する場合、商品の製造個数1個当たり1円がライセンス料としてかかります(ライセンス料は志津川湾の環境保全活動に役立てられます)。

詳しくは 検索 志津川湾ラムサールロゴマーク

☎ 農林水産課 水産業振興係 ☎46-1378